

○愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例

令和7年3月7日条例第10号

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例

(設置)

**第1条** 子どもが安心して過ごすことができる居場所の提供及び将来に向けての豊かな成長と生活力の向上を図るため、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん（以下「b & g あいなん」という。）を設置する。

(位置)

**第2条** b & g あいなんの位置は、愛南町御荘平城1928番地とする。

(事業)

**第3条** b & g あいなんは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの安心安全な居場所の提供に関する事業
- (2) 基本的な生活習慣の支援、学習習慣の支援及び子どもの社会性の育成に寄与する体験活動に関する事業
- (3) 子ども及びその保護者の支援に関する事業
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

**第4条** b & g あいなんの開館時間は、規則で定める。

(休館日)

**第5条** b & g あいなんの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用者)

**第6条** b & g あいなんを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する小学生及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用が適当であると町長が認める者

(使用料)

**第7条** b & g あいなんの使用料は、無料とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。